

■参考資料

頁	項目	削除の部分	理由
P. 217～ 219	愛知県道路位置指定基準	全て	愛知県のみでの取扱いであるため。

## 5 [平成 29 年版]における削除項目及びその理由

平成 30 年 4 月 1 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由
P. 10	用語の定義 8	スポーツの練習場	「基準総則集団規定の適用事例 2017」（日本建築行政会議編集）で整理されているため。

平成 30 年 12 月 28 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由
P. 26	建築確認申請 2	建築確認申請等（手数料）の取扱い	(1) 改めて国土交通省の見解が示されたため。

平成 31 年 4 月 1 日改訂

■防火・避難

頁	項目	削除の部分	理由
P. 104	準耐火建築物 2	準耐火建築物（口準耐 2）における防火構造	(1) 「建築物の防火避難規定の解説 2016」（日本建築行政会議編集）で整理されており、平成 12 年建告第 1359 号第 1 第一号ハに定める基準より厳しい基準（間柱及び下地を不燃材料とすること）を定める理由がないため。
P. 121	物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅	物販店舗における避難階段等の幅の取扱い	(2) 近年の取り扱い事例がないため。なお、平成 31 年 3 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に対しては、改訂前の取扱いを適用する（「原則」によらないこととすることができる）。

令和 3 年 4 月 1 日改訂

■基準総則

頁	項目	削除の部分	理由
P. 35	敷地の自動車の出入口	全て	「愛知県建築基準条例・同解説」に同内容を記載することとしたため。

■集団規定

頁	項目	削除の部分	理由
P. 163	用途地域一建築用途の分類 22（集客施設）	駐車場を共有する 2 棟以上の集客施設	県内の特定行政庁間で取扱いが異なるため。